

避難者訴訟 第20回期日について

161226 弁護士 向川純平、笹山 尚人、岸朋弘、大木裕生

1、第10回の本人尋問！浪江・楡葉・小高・広野のみなさんから

平成28年12月21日に実施された避難者訴訟第20回期日は、原告本人尋問の第10回でした。尋問も、終盤に差し掛かってきました。

よい法廷だったと思います。傍聴したみなさんもお疲れになったと思います。尋問を受けた9名の原告の方、そして担当弁護士のみなさん、お疲れ様でした！

前回に引き続き、1号法廷と2号法廷にわかれ、1号法廷で5名、2号法廷で4名の本人尋問を実施しました。

各法廷での尋問原告、出身町、担当弁護士（主担当、副担当）は次のとおりでした。

（1）1号法廷

- ①Kさん（双葉町）水谷、鳥飼
- ②Cさん（浪江町）山田、吉田
- ③Eさん（広野町）榎本、向川
- ④Mさん（浪江町）宮腰、高橋力
- ⑤Hさん（広野町）深井、米倉

（2）2号法廷

- ①Bさん（浪江町）森、市野
- ②Rさん（楡葉町）佐藤、笹山
- ③Sさん（南相馬市小高区）若生、平松
- ④Nさん（南相馬市原町区）広田、大木

2、原告本人尋問の内容－第1号法廷－

（1）Kさん（双葉町）

Kさんの家族は、周りからうらやましがられるほどの仲が良いと評判の家族でした。家族のご両親の実家にも週3、4日訪れるほど仲が良かったのです。双葉町の地元の友人たちとのかかわりも濃く、友人が金森家に「マイ茶碗」「マイ箸」を置いているくらいの仲でした。

しかし、原発事故によりこの家族の絆、地域のつながりが一変してしまいました。家族のなかでは、今まで起きていなかった夫婦喧嘩が起こるようになりました。Kさんの夫は、仕事に行けなくなり、「俺もつらいんだよ」とこぼすように。Kさん自身も、もともと明るいタイプだったのに、夜眠れなくなり、毎日、死んでしまいたいという気持ちになるほど思いつめました。それを夫に話すと「俺が死ねばいいんだ」と言われ、二人で泣いたこともありました。

Kさんの娘さんは事故の影響で就職の内定が取り消しになり、表情から笑いが消えてしまいました。その後就いたアルバイトでは、「避難者だから、お金をもらっている」と言われ、きついシフトを入れられてしまい、それでもそのシフトに応じようとした娘さん。その境遇はいかばかりだったのでしょうか。

すべて原発事故さえなければ…。家族それぞれにのしかかったあまりにも重いストレスを涙ながらに、それでも気丈に語られているのが印象的でした。「私たちの現実をわかってほしい。命を絶てば認めてもらえるのでしょうか。ふるさとに帰りたいです」。Kさんの痛烈な最後の証言は、法廷にいた者すべての心を打ちました。

(2) Tさん（浪江町）

もとは横浜生まれのTさんですが、夫と結婚して、浪江町請戸に引っ越すこととなり、それ以降、Tさんたちは請戸をふるさととして生活を営みました。請戸では、隣近所が子供も面倒を見てくれる、隣組で冠婚葬祭の手伝いもする、1年の新年会で旅行に行ったりするなど、地域のつながりが具体的に語られました。都会と違う、田舎にきて人々のあたたかさを感じた、心地よい場所だったというTさんの感想が全てだと思います。また、Tさんの夫の実家も近く、子どもも近くに住み、「不安は何もなにもなかった。」と言います。

しかし、原発事故が全てを変えてしまいました。

請戸にあった隣組などは解散してしまい、元の友人とは付き合いがなくなってしまいました。避難先での付き合いは作れない、避難先では浪江から来たということは隣近所の目もあり言っていないなどの悲しみも語られていました。

Tさんのご長男は東京で就職することになり、浪江に帰ってきてくれるかはわかりません。一緒に暮らしたかった、という切実な思いを語られていました。

Tさんが、「たまに請戸に行くと、ここに戻れないと思ひ涙する。原発、あんなに近かったんだなあとと思う。」と淡々と語られていましたが、この言葉にTさんの受けた苦しみや悲しみが詰まっているように感じました。法廷の傍聴者も強く感銘を受けていたように思います。

(3) Eさん（広野町）

Eさんは家業である農家を継ぎ、田畑を耕作されてきた方です。原発事故のため、息子さんに継いでもらうはずだった農業の途絶を余儀なくされ、避難をしたものの、農地は放置すると荒れてしまうということで避難先のいわき市から農地まで通い、その維持に尽力されました。広野町に戻って、田んぼ作りは再開したものの、作ったお米が売れるあてもなく、未成年の孫がいる息子の家

族には、自分の作ったお米を食べさせるわけにいかず、お米は全量を農協に出荷していると語られました。

85歳と高齢のEさんは、耳が遠いため、尋問する弁護士側からすれば、苦勞の多い尋問にはなりました。しかし、Eさんの悲しみは、十分に表れていたと思われまゝ。息子さんから、「親父ね、あきらめたほうがいい」「子どもには食べさせられないよ」と言われ、そのことを「情けない」とEさんはおっしゃいました。しかし、「それでも稲作を止めるわけにはいかない。継いでくれる人はいないから、あと1年か、2年かということかもしれないが、先祖から受け継いだ土地をこのまま荒らすわけにはいかない」。

Eさんの広野町での生業にかける強い思いに、心を打たれました。

(4) Mさん (浪江町)

Mさんは、定年まで消防署職員で勤務し、退職後自宅周辺の菜園づくりなどをされて第二の人生を満喫されていたときに本件事故に遭遇しました。

消防職員であったときのネットワークをお持ちで、地元でも立派なご自宅をお持ちであった方です。

そんな方が避難を余儀なくされ、複雑な避難経路をたどった後、現在郡山での生活となっている状況、自宅を解体していった状況が詳細に語られました。

また衝撃的だったのは、高齢ながらお元気であったお母様が、避難生活の中で、疲弊していき、常軌を逸した行動をされたことを証言したくんだり。避難がいかに過酷であったかを改めて認識させられました。

浪江町でのネットワークの中で生活できたであろうに、現在は郡山で地域コミュニティからも疎外された状況の中で生活せざるを得ないふるさと喪失の実態も、よく示すことができた尋問でした。

(5) Hさん (広野町)

Hさんは、事故発生当時も含め、2期8年、広野町議会議員として活動されてきた方です。

いわき市でお住まいであったところ、前任の議員が病気となったことから、広野町で議員になることを求められて広野町に転居し、広野町住民の要望、ニーズ、実情を地道に知り、問題に取り組みながら、町議会議員に当選し、当選後は、議員として議会で住民の要望の実現に向けた取り組みを続けてきたことを述べられました。

このように地元で溶け込む活動を行うことを自らの喜び、生きがいにしている人がいること自体、大変な驚きでした。こうした人にとって作ってきたふ

るさを失うことは、何よりの悲しみであったでしょう。

Hさんの話は、広野町が、いかに地域として変容してしまったかということをお話しいただくものにもなりました。町議会議員として知り得た豊富な具体的な事実は、広野町が受けた被害の全体を明らかにするもので、本日広野町から証言されたEさんの個別具体的な被害とも総論、各論としてよくマッチするお話しでした。

Hさんの話は、もっともっとたくさん聞きたいと思いました。

3、原告本人尋問の内容－第2号法廷－

(1) Bさん(浪江町)

Bさんは、平成6年に浪江町にマイホームを建て、庭に家庭菜園を作り、花や野菜を植樹して育ててきました。土を起こしたり肥料を入れたりして10年かけて庭の土壌作りをした苦労や努力を語りました。

そのような苦労をして育てたからこそ、Bさんの花に対する思い入れは非常に強いものを感じました。花を育てるときは、花に声をかけながら育てていたようで、まるで自分の子どもを育てるようでした。

また、Bさんは、育てた花を近所の人に見てもらったり花の種や球根を分けてもらったりして、地域の人々と交流していたそうです。不思議なもので、花は見てくれる人がいるときれいに咲くそうです。Bさんにとって、花はBさんと地域をつなぐものでもあると思われました。

しかし、原発事故がBさんと浪江の花とを引き離し、Bさんと地域とのつながりも奪いました。

Bさんは、原発事故のために浪江の花を置いて避難せざるをえませんでした。花に水をやることができなくなり、枯れていく花を想像してかわいそうだと思ったそうです。子どものように育てた花と引き離されるBさんの気持ちを考えると胸が痛みました。

Bさんは、事故後の3年間、あれほど好きだった花を見ることが苦痛になりました。浪江で育てた花を思い出して辛くなるからです。時折、育てた花のことを語りながら目に涙を浮かべるBさんの姿が印象的でした。

他方で、Bさんは家に引きこもるようになり、花をとおした近所づきあいもなくなりました。

Bさんは、浪江で自給自足生活を送る計画を立てていました。原発事故はBさんの過去の苦労も将来への希望も奪いました。原発事故さえなければBさんは花や野菜、家族、近所の住民に囲まれた穏やかな生活を送っていたと思います。Bさんからそのような生活を奪った原発事故には強い怒りを覚えました。

(2) Rさん(檜葉町)

Rさんは、大阪出身で、結婚して檜葉町に移り住みました。檜葉には大阪にはない風習がたくさんあり、当初は慣れるのに苦労したといます。しかし、長い年月をかけてRさんは檜葉に溶け込みました。特にRさんが「じっちゃん」と呼ぶ舅さんには助けてもらったそうです。その結果、Rさんにとって檜葉は「故郷」となりました。Rさんの話を聞いていると、誕生した場所や居住の年数だけで故郷は定まらないのだと実感させられました。

Rさんは事故後、檜葉の自宅を解体しました。その自宅は「じっちゃん」が建てたもので、「じっちゃん」の思いがたくさん詰まっていた。Rさんが、何度も「じっちゃんに申し訳ない」と涙を流していた様子が印象的でした。

Rさんは、東京電力に対し、「私の23年間を返してほしい」と訴えました。Rさんが檜葉に溶け込み、檜葉を背負うためにどれだけの苦労をしたのだろうか。Rさんの短い言葉の背後には、苦労しながらも地域の人々と支え合って生きてきたRさんの人生とそれを奪われた大きな悔しさが浮かんでいました。

他方、Rさんの尋問では、平成28年7月に実施された現地検証の写真等が使用されました。検証の結果が尋問にも良い影響を与えていると思います。

(3) Sさん(南相馬市小高区)

Sさんは先祖代々小高で生活されて来た方で、故郷はまさに小高にあるといえる方でした。

Sさんは、「子供たちに、農薬を使わない安全なものを食べさせたい。」との思いから、平成15年頃から「農の学舎」というサークルを友人らと作り、外部から講師を招くなどして、有機農業を学んでいきました。

有機農法を始めた当初は、思うようなものが収穫できませんでしたが、あきらめず、長い時間をかけて土づくりをしていった結果、始めてから5・6年がたったころから、甘みのあるいい野菜ができて始めていたと語っていました。

しかし、原発事故は、Sさんの長年の努力をすべて無駄にしまいました。

土が放射能に汚染されてしまったため、いくら無農薬といえども、目標であった「子供たちに安全な野菜作り」は実現できなくなってしまったためです。

目標を奪われてしまった、Sさんの悲しみを思うと胸が痛くなります。

また、Sさんは、事故前は小高の家で、頻繁に訪ねてくる子供や孫たちとあったり、友人らと会ったりすることが何よりの楽しみでした。しかし、原発事故により皆がバラバラに避難したために、年に一回会うのがやっとになってしまったようで、そのことにも大変心を痛めていました。

「南相馬から避難してきたことは、口が裂けても言えない。」

Sさんは、尋問のなかでこうおっしゃいました。避難者だからお金を持っているのではないかという偏見が現実にあること、娘や息子が実際に避難者であ

ることで嫌がらせを受けたことを目の当たりにしたことからです。

このことは、原発事故が、今もなお避難者の方々に甚大な被害を与えている一つの典型例であると感じました。

(4) Kさん（南相馬市原町区）

Kさんは、原町からの避難者でした。一家そろって、3月12日に避難を開始しました。当時、Kさんは幼い子供を抱えていたため、放射能から子供を守るため、どこに逃げるか明確な目標もない中、とにかく原発から遠い場所をと考え、必死に逃げたとのことでした。

Kさんは、もともと小高出身の方で、事故の前から小高の実家の近くに家を建てて、妻や子供と住もうという夢を持っていました。

しかし、原発事故で、実家は避難し、家も取り壊されてしまいました。

現在は、相馬の方に父親が、新たに家を建てたためその近くに家を建てて来年から住む予定です。

これだけを聞くと、Kさんは故郷を失っていないと見えるかもしれません。

しかし、Kさんは尋問の中で、はっきりと「自分の故郷は小高です。」と述べていました。そして、「親戚や友人たち、それから隣人の方たちのいた、小高で子育てをしたかった。それができなくなって悔しい。」とも、Kさんは発言されていました。

故郷で、子供たちを育てる、そのような当たり前に行えるはずの事が出来なくなってしまった、Kさんの悔しさは、あまりにも大きい。尋問を聞いてそう感じました。

4、今後

今後は、2017年2月22日（水）、午前10時から、11回目の原告本人尋問。今度も9名の原告の尋問を予定しています。そのあと原告本人尋問は、4月19日、6月21日と残すところあと3回です。

間に、専門家証人の除本理史（よけもとまさふみ）大阪市立大学教授の証人尋問が実現します。3月22日（水）、午後1時15分開始です。除本先生には、「ふるさと喪失とはどういうことか」を証言してもらう予定です。

その後は、10月ころに結審の法廷を入れる予定をしています。

また、第2陣の立証活動も、当面2017年8月に開始することを展望した計画案を裁判所に申し入れ、議論が進んでいます。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、尋問を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上